

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、予算編成等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月に新予算システムが導入されたが、システムの不具合により反復作業が何度も発生し、また、新入社員の能力不足による業務負荷が発生して、精神的に追い詰められていったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「右臀部～大腿部帯状疱疹」と診断され、同月〇日、Dクリニックに転医し、「右第2、3腰椎帯状疱疹」（以下これら疾病を「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、精神障害を発病させるほどの業務による長時間労働と過度のプレッシャー等による強度の心理的負荷が、潜伏感染している水痘・帯状疱疹ウィルスを再活性化させ、本件疾病を発症させるに至ったものと認めるのが相当である旨主張する。

(2) 本件疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係があることが証明される必要がある。

(3) 本件疾病は、医学の成書によれば、小児期に水痘・帯状疱疹ウィルスに感染した際、神経節に潜伏感染したウィルスが、長期間を経た後に再活性化されて発症に至るものとされているところ、その発症原因に係る医学的意見をみると、以下のとおりである。

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病の一般的な発症原因について、「疲労などにより免疫力が低下すると発症する。」とし、また、請求人が本件疾病を発症した原因について、「帯状疱疹は誰にでもなる疾患であるため、特に時期など関係なくストレスや疲労などにより免疫力が低下すると発症しやすくなります。」と述べている。

イ F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病の一般的な発症原因について、「ヘルペスウィルスの感染による。ストレスや感冒などにより免疫機能が低下した際に発症することが多い。」とし、また、請求人が

本件疾病を発症した原因について、「発症原因は不明。」と述べている。

(4) 以上の医学的知見、意見を踏まえると、本件疾病は、ヘルペスウイルスの一種である水痘・帯状疱疹ウイルスによるもので、発症のメカニズムとして、小児期に当該ウイルスに感染した際、神経節に潜伏感染した当該ウイルスが、長期間を経た後に再活性化して発症に至るものとされ、一般的に、免疫力、免疫機能が低下した際に発症しやすくなるものと認められる。しかしながら、請求人が本件疾病を発症した原因については、F医師によれば不明であり、E医師もストレスや疲労などによる免疫力の低下が発症に影響した可能性を述べるものの、あくまで可能性にとどまり、結局のところ定かではないものと認められる。

そうすると、本件疾病の原因たるウイルスへの感染が、労働の場であると否とは問題にならないとしても、免疫力、免疫機能の低下による本件疾病発症への影響の度合いは不明といわざるを得ない。

したがって、請求代理人の主張するように、請求人が、精神障害を発病させるほどの業務による強度の心理的負荷を受けていたとしても、当審査会としては、業務と本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

請求代理人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。